農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 土居 昌弘

1 日 時

平成29年3月22日(水) 午後2時00分から 午後4時23分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

土居昌弘、木付親次、御手洗吉生、後藤慎太郎、小嶋秀行、河野成司

4 欠席した委員の氏名

佐々木敏夫

5 出席した委員外議員等の氏名

志村学、森誠一

6 出席した執行部関係の職・氏名

農林水産部長 尾野賢治 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第6号議案から第8号議案まで及び第33号 議案から第37号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって 決定した。
- (2) 第19号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することを全会 一致をもって決定した。
- (3) 米政策の見直しへの対応について、大分県畜産公社の新施設の状況について及び第 12次鳥獣保護管理事業計画について、執行部から報告を受けた。
- 9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班 副主幹 姫野剛 政策調査課調査広報班 主査 上田雅子

農林水産委員会次第

日時:平成29年3月22日(水)14:00~

場所:第3委員会室

1 開 会

2 農林水産部関係 14:00~16:20

- (1) 合議案件の審査
 - 第 19号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
- (2) 付託案件の審査
 - 第 1号議案 平成29年度大分県一般会計予算(本委員会関係部分)
 - 第 6 号議案 平成2 9 年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算
 - 第 7号議案 平成29年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算
 - 第 8号議案 平成29年度大分県県営林事業特別会計予算
 - 第 33号議案 平成29年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について
 - 第 34号議案 権利の放棄について
 - 第 35号議案 大分県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部改正について
 - 第 36号議案 大分県国立研究開発法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例 の一部改正について
 - 第 37号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- (3) 諸般の報告
 - ①米政策の見直しへの対応について
 - ②大分県畜産公社の新施設の状況について
 - ③第12次鳥獣保護管理事業計画について
- (4) その他

3 協議事項 16:20~16:30

(1) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

土居委員長 ただいまから、農林水産委員会 を開きます。

審査の都合上、予算特別委員会の分科会も 併せて行いますので御了承願います。

本日は都合により、佐々木委員が欠席して おります。御手洗委員は遅れて出席の予定で す。

また、本日は、委員外議員として志村議員、 森議員に出席いただいております。

なお、委員外議員の質疑は、進行状況を勘 案しながら進めてまいりますので、委員外議 員の皆さんは、あらかじめ御了承願います。

本日、審査いただく案件は、今回付託を受けました議案9件及び総務企画委員会から合い議のありました議案1件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

初めに、総務企画委員会から合い議のありました第19号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

藤本森との共生推進室長 お手元の、農林水 産委員会資料の1ページをお開き願います。

第19号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、狩猟免許及び狩猟者登録に係る手数料について御説明いたします。

まず、1の現行制度です。鳥獣保護管理法の定めにより、狩猟を行うには(1)にあります狩猟免許の取得と、(2)にあります狩猟者登録が必要であり、狩猟者には、その手続に係る手数料を負担していただいております。加えて、これらには有効期間が定められていることから、狩猟免許については3年ごとの更新が、狩猟者登録は毎年度の登録が必要となり、その際にも所要の手数料負担が生じます。また、これとは別に、狩猟税についても毎年、御負担いただいております。

2の課題を御覧ください。県内の27年度の鳥獣被害額は2億6,700万円と過去15年で最低となりましたが、依然として大きな課題となっております。その一方で、狩猟者数は平成に入ってから約20%減少し、高齢化も相まって、将来にわたっての捕獲圧の維持が懸念されます。

そこで、3の対策にありますとおり、今回、 狩猟者確保の障壁の一つとなっている金銭的 負担を軽減するため、使用料及び手数料条例 の改正を行うものです。

改正の内容は4に記載しております。有害 鳥獣捕獲従事者の増加に向けては、その基礎 となる狩猟免許取得者数を増やすことが大事 です。このため、今回の改正では、表にあり ますとおり、新規免許取得者については、免 許取得及び登録に係る手数料を全額免除する とともに、実際に有害鳥獣捕獲に従事した方 については、既に免許を持たれている方も含 めまして、免許の更新及び次の登録に係る手 数料を免除することとしております。

なお、本改正については、平成29年4月 1日から施行し、鳥獣被害額削減の目標を定めた県の長期計画「安心・活力・発展プラン 2015」の最終年度である平成36年度までの間適用したいと考えております。

また、議決案件ではございませんが、この 条例改正と併せまして、参考にありますとお り、わなや網による有害鳥獣捕獲については、 狩猟者登録を不要とするという内容の県規則 の改正も行うこととしています。これは、農 林業者自らが自分の農地を守る自衛捕獲の更 なる拡大を目的とするもので、この改正に伴 い、わな猟等による有害鳥獣捕獲のみを行う 方については、狩猟者登録自体が不要となり、 狩猟者の登録に対して課税される狩猟税の納 付が不要となります。

これらの取組により、狩猟参入を促進する

ことで、有害鳥獣の捕獲圧の強化と農林業被 害の軽減に努めてまいります。

土居委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見などはございませんか。

御手洗委員 1点確認したいんですが、狩猟 免許合格というようなことがあるんですけれ ども、狩猟免許は、従来どおり受けるという ことになるんですか。

藤本森との共生推進室長 はい、狩猟免許に ついては、従来どおりに取ってもらうという ことでございます。

御手洗委員 減免するというのは非常にいいことなんですけれども、狩猟免許を取るところに、何というか、そこまではできないという方もいるわけなんですけれども。規定の講習を受けたら、これに代わるものができるとかいうことではないんですか。

藤本森との共生推進室長 狩猟免許につきま しては、狩猟登録の有無に関わらず、免許を 取っていただくということが狩猟、鳥獣保護 管理法上、必要となっております。

御手洗委員 要するに、そこの免許まで取ってということになると、先ほどの説明のようなことになりにくいのではないかなと思う狩猟者が増えるような。今、狩猟をやっている人たちは非常に有り難い。新たに受けるということになったときに、若干どうなのかなというふうに思うんですければ、捕獲に対する意識が更に高まるんではないかなというふうに思うんですけれども。

尾野農林水産部長 おっしゃる趣旨、十分理解をするんでありますけれども、何しろわなにしましても、ほかの方々の安全というのを一番に。免許制度になっている根幹の思想は、その狩猟者以外の方々を危険な目に遭わせないということですので、そこら辺りはもう法律的なものですので、御理解いただくとして、今、委員おっしゃった免許を取るための様々な勉強の方法であるとかいう点は、しっかり

フォローしたいと思いますし、新規狩猟者の 確保ということで、セミナー等も検討してい きたいというふうに思っております。

小嶋委員 この対策に書いてありますとおり、 金銭負担を軽減して、狩猟者の確保を図るというのが、この免除の大きな目標だと思います。それで、36年度までの間に、大体もく ろみとして、どれくらいの狩猟者を増やしたいか。あるいは減らないことを目標にするということなのかどうか、ということについて確認させていただきたいと思います。

藤本森との共生推進室長 現在狩猟者は5千人いらっしゃるわけですけど、60歳以上は74%という高齢化が進んでおります。このままの推移でいきますと、平成36年までには4,270人ぐらいに下がるんではないかという推計をしております。したがって、今回の手数料等の減免により狩猟者を確保することで、若い人たちに入っていただいて、現在の5千人を維持するような形で進めていきたいというふうに思っております。

小嶋委員 恐らく維持するというようなこと が大きいウエートを占めるんじゃないかなと 思っているんですが、先ほど御手洗委員のお話にもありましたように、あくまでも免許ですから、その免許制度そのものは変えること はできないんでしょうけれども、ある意味では規制緩和という観点から、免許に等しいような状況を作って、狩猟者を増やしていくための方策としては、それ以上考えられないかどうかについてお聞きしたいと思います。

藤本森との共生推進室長 狩猟者の確保のためには、やはり免許を取っていただくということがまず第一なんですけれども、それ以外に最近では、いろいろ民間の警備会社等が代行して捕獲をするとか、そういった動きも出ておりますし、市町村の中には実施隊という実際に非常勤職員という形で活動を行っている所もありますので、そういったところも活用しながら進めていきたいというふうに思っております。

小嶋委員 はい、分かりました。

土居委員長 その他ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

土居委員長 ほかに質疑もないようですので、 これより採決をいたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、 原案のとおり可決すべきものと総務企画委員 会に回答することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

土居委員長 御異議がないので、本案のうち 本委員会関係部分については、原案のとおり 可決すべきものと総務企画委員会に回答する ことに決定いたしました。

次に、付託案件の審査に入ります。

まず、第1号議案平成29年度大分県一般 会計予算のうち、本委員会関係部分について 執行部の説明を求めます。

尾野農林水産部長 第1号議案平成29年度 一般会計予算のうち、農林水産部関係分について御説明いたします。

本日の委員会では、歳入歳出予算及び債務 負担行為を含む平成29年度一般会計予算の うち、先日の予算特別委員会の際に説明を省 略させていただいた主な事業について、担当 課長から説明いたしますので、よろしくお願 いいたします。

浅田地域農業振興課長 お手元の白色の冊子、 平成29年度予算概要の35ページをお開き ください。地域農業振興課分について説明し ます。

GAP認証農場拡大推進事業費450万5 千円です。

この事業は、安全・安心の観点から国内外のマーケットから求められておりますGAP認証の取得を促進するため、生産者のレベルに応じた取得支援や認証体制の整備を進めるものです。

具体的には、ファーマーズスクールの指導者のJGAP認証取得を支援し、就農段階からの普及を図るほか、輸出を目指す事業者向け研修会等を開催します。

茅野新規就業・経営体支援課長 予算概要の 59ページをお開きください。新規就業・経 営体支援課関係分について説明します。

農福連携農業労働力マッチング支援事業費 232万9千円です。

この事業は、農家の労働力確保を図るとともに、就労継続支援B型事業所の施設外就労を促進するため、障がい者に適した農作業を品目別に調査し、就労のマッチングを支援するものです。また、福祉保健部と連携し、モデル的に施設外就労を試行し農家や社会福祉事業所への普及啓発を図ります。

次に、61ページをお開きください。次世 代農山漁村女性リーダー育成事業費489万 円です。

この事業は、女性が農林水産業や地域の重要な担い手として、より一層能力を発揮していくことを促進するため、交流会を通じたネットワークづくりや女性農業経営士の養成に取り組むほか、若い女性が研修会等に参加しやすいよう託児支援体制を整備します。

また、おおいた創生加速枠事業を表すマル特にありますとおり、意欲のある若手女性農業者の全国会議への派遣や6次産業化商品の販売研修等を新たに行い、農林水産業を牽引する女性若手リーダーを育成いたします。

後藤おおいたブランド推進課長 予算概要の 84ページをお開きください。おおいたブラ ンド推進課関係分について説明いたします。

農林水産物輸出需要開拓事業費3,776 万1千円です。

この事業は、海外市場を取り込み農林水産 業者の所得拡大を図るため、輸出拡大の取組 を推進するものです。

29年度は昨年度の成果を踏まえ、牛肉ではアメリカの輸入業者からの提案に対応し、 美味しさが伝わるネーミングでの販売や消費 者のニーズに応じた精肉カットでの提供を開始するほか、需要が増加している養殖ブリについては、新たな輸出取組者の育成に向けて、輸送試験や現地での実演販売などを支援します。

次の85ページを御覧ください。食品企業 連携産地拡大推進事業費3,268万円です。 この事業は、農林水産物の付加価値向上に向けて、県内外の食品企業と連携し、新たな品目の産地化を図るなど農商工連携の取組を支援するものです。

右側の事業概要のマル特と記載してある行を御覧ください。29年度は、食品企業のニーズに対応するため、加工用の露地野菜等を生産するに当たり、新たに機械化体系の導入にチャレンジする産地に機械リース経費を支援するほか、更なる供給拡大に向けて、既存産地が行う防除機や収穫機などの機械導入や一次加工に必要な機材等の整備に対して支援します。

近藤畜産振興課長 予算概要の101ページ をお開きください。畜産振興課関係分につい て説明します。

肉用牛新たな担い手支援事業費4,202 万2千円です。

この事業は、繁殖経営の新規参入者の初期 投資を軽減し、早期の経営安定を図るため、 市町村等が行う新規就農者向けリース畜舎等 の整備や家畜導入を支援するものです。

県では、国庫補助事業に上乗せ助成を行い、 新規就農者の更なる負担軽減を図ります。

その下、ICT活用スマート畜産体制整備 事業費749万6千円です。

この事業は、繁殖雌牛の分娩間隔を短縮することで、子牛の出荷頭数を増やし収益の向上を図るため、人工授精や妊娠鑑定の予定日など個体ごとの繁殖情報をスマートフォン等を利用し、農家はもとより、獣医師や普及指導員など関係者が常時把握できるシステムの開発・運用に対し支援するものです。

次に、102ページをお開きください。全 国和牛能力共進会対策事業費2,988万9 千円です。

平成29年9月に宮城県で第11回全国和 牛能力共進会が開催されます。この事業では、 大会への出品負担金のほか、候補牛等の飼養 管理や輸送など出品に係る経費を支援します。

また、全共で高い評価を得た種雄牛の産子 は注目を浴び、子牛市場に全国から多くの購 買者が訪れます。マル特部分では、この機を 逃さず高値で出品牛の産子を販売するため、 出品牛等の精液の導入を支援します。

103ページを御覧ください。酪農基盤対 策事業費9億7,223万8千円です。

この事業は、酪農の生産基盤を強化するため、畜産クラスター計画に基づき、酪農経営の収益力向上に取り組む農業者を支援するもので、日田市などで牛舎や省力化機械等を整備します。

また、マル特では、優秀な乳用後継牛を計画的に確保するため、遺伝子検査技術を活用した高能力の性判別精液の利用に対し助成します。

104ページをお開きください。おおいた 冠地どり流通拡大対策事業費499万4千円です。

おおいた冠地どりは、県の試験場で開発したウコッケイを掛け合わせた地どりで、旨みがつよく、柔らかいという特徴を持ち、活用いただいている飲食店からは高い評価を得ております。しかしながら、まだまだ知名度が低く、また、生産性の向上などが課題となっています。

このため、おおいた冠地どり銘柄協議会が 取り組む大口量販店への販促活動や食肉専門 展示会への出展経費等を支援し販路拡大を図 るとともに、ミスト発生装置や換気扇など生 産性向上につながる機器の導入に対し支援し ます。

山本農村基盤整備課長 予算概要の124ページをお開きください。農村基盤整備課分について御説明します。

農業水利施設保全合理化事業費16億9, 260万円です。

本県の基幹的な農業用水路の大半が更新時期を迎える中、これらの農業基盤を活用し、 次世代に引き継いでいくためには計画的な補 修、更新が必要です。

このため、老朽化した農業水利施設の機能 診断や補修を始め、水路のパイプライン化や 素掘りトンネルのコンクリート巻き立てなど 保全・整備を豊後大野地区ほか37地区で行います。

次に、126ページをお開きください。経 営体育成基盤整備事業費12億9,862万 3千円です。

収益力のある担い手を確保・育成するためには、農地の集積・集約化を進めるとともに、 圃場の大区画化や周年活用に向けた汎用化を 進めることが重要です。

このため、本事業では、圃場の区画整理や 暗渠排水、水路のパイプライン化等の生産基 盤の整備を豊後大野市三重東部地区ほか15 地区で行います。

次に、131ページをお開きください。ため池等整備事業費3億7, 126万円です。

この事業は、頻発する自然災害に備えて、 県内 2, 1 5 0 箇所のため池のうち、老朽化 等により危険性が高まっているものから順次 対策を行うものです。

来年度は、竹田南部地区ほか27箇所でため池の改修やハザードマップの作成等を実施します。

またマル新では、農業用ダムの監視体制を 強化するため、遠隔地で監視可能なカメラや 水位計の設置を行います。

吉野林務管理課長 予算概要の141ページ をお開きください。林務管理課分について説 明します。

森林認証材供給体制整備事業費187万3 千円です。

新国立競技場など国の施設に森林認証材を 使用する方針が示され、認証材への気運が高 まっていることや、全国の森林が利用期を迎 え競争が激しくなるなど、他県産材との差別 化が求められています。

この事業では、さきに県営林等で取得した、環境に配慮した森林に関する国際規格である森林認証の取得を更に推進するとともに、この事業において、加工・流通段階での認証であるCoC認証の取得を促進するため、製材所等を対象としたセミナーや専門家による指導を行い、認証材としての出荷体制の確立を

目指します。

次に、144ページをお開きください。おおいた林業新技術導入推進事業費3, 756万1千円です。

林業の競争力強化と持続的な発展には、現場の経験や勘だけに頼るだけではなく、山林作業の省力化につながる新技術の導入やデータに基づく効率的な森林経営が必要です。

このため、マル特のとおり、市町村と連携し、林地台帳の基となるデータを、3Dレーザースキャナーや航空レーザー測量を活用し、より精密な情報に整備することで、データに基づく効率的な路網整備や正確な収支予測などを可能とし、森林経営の効率化を図ります。 石井審議監兼森林保全課長 予算概要の16 7ページをお開きください。森林保全課分について説明します。

再造林促進事業費3億9,544万円です。 県では、主伐後の確実な再造林を目的に、 再造林の低コスト化を推進しています。

このため、一番上の二重丸にありますように、植樹本数を2千本以下とする疎植造林に対しては、公共造林事業に本県独自の上乗せ助成をすることにより、90%の助成を行っています。

加えて、29年度からは、マル新にありますように、住宅メーカーからの寄附金を活用し、花粉の少ないスギ苗木による再造林を行った場合は、苗木代を全額助成することで、一層の再造林を推進します。

窪田漁業管理課長 予算概要の182ページ をお開きください。漁業管理課分について説 明します。

入津湾緊急赤潮対策事業費395万9千円です。

今年度、佐伯市の入津湾では通常より2月早い3月に発生した赤潮により、陸上養殖のトラフグや海面で畜養しているブリ稚魚などに被害が発生しており、養殖業の振興には、赤潮被害の防止策が必要です。

このため、自動赤潮監視機器の導入による 24時間の監視体制を構築し、早期発見する ことで被害の軽減を図るとともに、赤潮プランクトンを弱体化させるといわれる高濃度酸素の魚類への影響を調べるため、陸上池において実証試験を行います。

岡田水産振興課長 予算概要の193ページ をお開きください。水産振興課分について説 明いたします。

水産資源回復強化事業費6,130万8千円です。

安定的な漁獲を維持するためには資源管理の徹底が必要です。このため、この事業では、新たな保護区の設定などの資源管理措置や漁場保全活動の強化と併せて、効果的な種苗放流に取り組む漁業者に対して種苗の上乗せ支援を行います。

倉橋漁港漁村整備課長 予算概要の205ページをお開きください。漁港漁村整備課分について説明します。

マル新の漁港放置船対策事業費845万6千円です。

無秩序に係留されている放置船は、漁業活動の支障となるほか、台風や津波による二次被害の危険もあることから、適正に管理する必要があります。このため、漁港区域内にプレジャーボート等が係留できる附属施設を整備した上で、放置等禁止区域の設定を行います。

今後、漁港だけでなく河川・港湾の公共水域の管理者が連携し、放置船の適正管理に向け取り組みます。

以上で一般会計当初予算の説明を終わります。

土居委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見などはございませんか。

河野委員 104ページの県産豚について、前から思っていたんですけど、ブランドという意味で、このネーミングというのは非常に大事かなと思うわけなんですが、「米の恵み」という県産豚のネーミングの経緯をちょっと伺いたいなと思って。

というのが、他県等で、三元豚であるとか、

何とかポークであるとか、聞いただけで、あ あ、これは豚の話だなというのが分かるネー ミングの場合が多いんですが、「米の恵み」 と、ぱっと聞いたときに、これが何の食材を 表しているかというのがちょっと分かりにく くてね。この「米の恵み」というブランド名 を付けるに当たって、検討をなされたのかど うかについてお伺いしたいと思います。

それともう1点、124ページ、先ほど御説明がありました農業水利施設の関係ですけれども、これが潰れると農地が面的になくなっていくということがよく言われているわけでありますが、大分県内の状況として、耕作者がいなくなって、水利組合員もいなくなったような地域というのが、一体どの程度広がっているのかなということについて、何か資料なりがあれば教えていただきたいと思います。

近藤畜産振興課長 県産豚「米の恵み」のネーミングの経緯についてですが、これは、昨年秋に関係団体からなる協議会で公募をさせていただいております。約800を超える応募を頂いた中から選定させていただきました。

その中で、豚の名前として分かりづらい部 分があるがというような御質問かと思います。

経過としましては、まずは県内に既に農場ごとに銘柄化されておりますブランド名がございます。そういった方もこの県の統一ブランドに参加できる、そういう形を作って、生産者の方々の周知にもつながるような形のネーミングにしていきたいということがまず念頭にございました。

その中で、要件として、米を給餌するということが、このブランドの一つの条件になっておりますので、「米の恵み」というネーミング。更に既存の銘柄と併記することもできるというふうな形で生産者の方々、それから流通業界の方々の意見もお聞きする中で、決定させていただいた、そういう経過でございます。

石井農村整備計画課長 県下に水田面積が4 万へクタールほどございます。そこに毛細血 管のように張り巡らされている水路が約6千 キロメートルと言われております。

委員の御質問なんですけれども、確かに中 山間地で、狭隘な谷で耕作放棄地等々になっ ている部分については、もう水路自体の管理 も放棄されていると思います。ただ、どのく らいの水路がそういった状態になるのかとい う観点からの資料は、大変申し訳ないんです けど、持ち合わせはございません。

まとまった耕作放棄地の団地は、そういった状況になっているものとは推定されます。 **河野委員** まず、県産豚の話でございます。

これは要するにブランド化、一般消費者にいかに大分県産の豚がおいしいかというのをアピールするためのネーミングだというふうに思うんですが、例えば、ラジオでPR番組があったとしても、大分産豚というふうに断らないと「米の恵み」というのが何なのかというのがぱっと分からないと。米の話なのか、木の話なのか、何の話なのか分からないという、その辺はちょっとどうなのかと。

例えば、工夫次第で「米の恵みポーク」とか「米の恵み豚」とか、そういうふうな名前に「県産豚」というのを付けて、その「米の恵み」まで一つのネーミングかなというふうに今伺ったのもあるんですけど、やっぱり消費者にとって、ちょっと受け入れやすいものにもう少し工夫する必要があるんじゃないかな。是非御検討いただきたいと思います。

それから、水路の関係については、これは 土地連とかのそういう水利組合の関係の皆さ んが今後の改修計画を立てる、あるいはそれ に対する様々な県の予算の付け方一つにして も、そういった需給見込みという部分の大変 大事な基礎になるんじゃないかという気がす るんですけれども、これまで余りそういった 調査が、例えば、今後そういった水の供給面 積がどうなっていくという予想とかいうこと はなかったんでしょうか、もう一度その辺を お伺いしたいんですが。

尾野農林水産部長 豚の銘柄のことなんですけれども、まずは差別化を図る手段を何にす

るのかという、これはもうネーミングというよりも、むしろ、味で差別化を図っていこうということで、米給餌を最後に肥育の機関に義務付けて、オレイン酸を一頭一頭測るということで、味で差別化を図るという、これが最初の方向性であります。

そんな中で、さっき畜産振興課長が申し上げましたように、例えば、九重"夢"ポーク、錦雲豚といった、もう独自銘柄が結構あるわけです。こうしたところが、県内の養豚の大手で、こうした人たちに一緒に入ってもらうという中で、「米の恵み錦雲豚」というネーミングが想定をされたわけです。

それと、スーパーの豚肉パックをイメージしていただくといいんですけれども、モモだとか、肩、バラだとか豚の部位を書いていますが、そこにある表記は国内産豚しかないんですね。この「米の恵み」ということを入れて、「大分県産」ということをつなげて入れる表記ができるというようなこと、トキハインダストリーだとか、そういうところからも発案がありまして、こうした名前に落ち着いた。むしろ、マーケットインからこの名前が出てきたというふうに御理解いただければと思います。

もう一つ、これは何かなと思わせるのもブランド戦略の一つかなとは思います。

石井農村整備計画課長 先ほど県内の水路延長は約6千キロメートルと申しましたが、圃場整備内の小さな水路まで全部含めて6千キロメートルと言われております。

中でも土地改良区等が管理する幹線水路、これは約930キロメートルございます。そのほかにダムとか頭首工等も管理しておりますが、その施設については、平成19年から県のストックマネジメント事業ということで、全部調査をしまして、そして、長寿命化に向けた計画を作っております。それを今実行している最中でございます。

現在のところ、その930キロメートルの中で、ほぼ8割以上の計画、更新整備計画を

作っております。今後、あと数年かけて残り 100%まで計画は作りますが、その立てた 計画に沿って改修は進めていきます。

ただ、山間部の小さな水路組合等々の路に つきましては、市町村等を通じて要望が上が ってくれば、団体営事業等で対応するという ことで進めております。

後藤委員 済みません、先日も伺いましたGAPについてお尋ねしたいと思います。

GAP取得をしたいという農業法人の需要がどのぐらいあるかというのがもし分かれば教えていただきたい。この事業、結構ずっとあるような感じがするんですが、取りたい方はいらっしゃるんですけど、増えていないようですので、その理由等が分かれば、それも教えていただきたいと思います。

なぜこう言うかというと、やはりGAPだとかというのは、今、大分県の農業において、農業者を分けるという言い方は悪いんですが、きちんとした農業者を育てるという観点から必要だと思っているもんですから。GAP認証農業法人等については、大分県独自の認証制度なんかを持って、例えば、補助事業の対象に優遇すると言ったら変ですが、そういったものを持っていかないとなかなかGAP取得だとかは広がらないんではないかというふうに思っているもんですから。もしそういった何か御意見があれば、教えていただければというふうに思います。

浅田地域農業振興課長 農業法人の需要ということでありますけれども、JGAPということでよろしいですかね。

後藤委員 はい。

浅田地域農業振興課長 JGAPに関しては、 例えば、参入企業等の法人については、やっ ぱりGAPの認識が強くて、GAPを取ろう という機運があります。ただ、既存の農業法 人については、なかなかそこまでの意識に行っていないと。

なぜかと言いますと、一つはGAPを取って、それが価格につながるのかという意識が どうしても出てくるわけですね。実際にはG APを取っている方たちの意見を聞くと、GAPを取って非常に良かったと、結果的にそれが、最終的にマーケットの方の信用を得て価格に反映される場合もあります。そういったことがまだ十分に認識されていないというのが現状じゃないかなと思っていますので、その辺の説明を丁寧にしながらGAPの推進を、オリパラでも基準になっておりますので、強化してまいりたいと思っております。

後藤委員 参考までに何ですけど、先日、全国ハトムギ協会というところから野津の西日本農業社に連絡があって、聞くとどうも、大分県でJGAPの農業法人が2社あって、国東の安部組さんと西日本農業社。穀物全般でいば全国5農場しかなくて、それがたまたまた西日本農業社だったということで連絡してきているんですよ。少なくとも価格に対応するとかというよりも、そういうものを取っておけば、きちんとした業界から連絡等も来て、もしかすると商売につながるかもしれないという感じもしたものですから。

是非そういったことも含めてGAPを進めていただいて、大分県というのは、きちんと考える農業法人が多い、だから大分県はこれだけ農業に対する情熱等もあるし、予算も出すんだとかという形で、大分県が日本一の農業県であってもらいたいという思いがずっとあるもんですから。JGAPというのは、これから絶対必要だと思うので、是非皆さんに頑張っていただきたいと思っております。

浅田地域農業振興課長 ちょっと補足させていただきますけれども、大分県のJGAPの認証農場、認証件数は96あります。これは全国的に見ますと、実は第6位であります。ただ、全国では実は4,200程度あります。その大部分がお茶なんです。静岡と鹿児島が非常にこの認証が多くて、お茶の業界では、輸出も含めて、そういった気運が高まっているということでありますので、大分県については、お茶ももちろんこれから取っていきます。ドリンク茶の産地はJGAPを取るようになっております。あと、野菜等に結びつけ

ていきたいなというふうに考えております。 小嶋委員 2つお尋ねします。一つは、10 1ページの説明でありましたICT活用スマート畜産体制整備事業費、金額はそんなに大きくありませんが、推進事業の委託料で26 0万円ほど出ております。どういう傾向のところに委託をされるかということと、このシステムについて、もう一度御説明いただければと思います。

それから、103ページの、これも御説明がありましたが、酪農基盤対策事業費で、前年度予算からすると大幅に伸びています。これは別に予算が伸びたから云々ということじゃありませんが、農林水産委員会、この議案書で示される事業で、諸収入で財源を賄っているということが多いです。

今回、この酪農基盤対策事業費は9億6千万円ほど諸収入で賄っているわけですけど、 諸収入そのものの財源はどういった内容なの かということについてお教えください。

近藤畜産振興課長 まず1点目のICT活用スマート畜産体制整備事業の委託先ということでございますけれども、現在予定をしておりますのは、公益社団法人の全国和牛登録協会の大分県支部でございます。こちらに委託をしながら、そのほか県の家畜人工授精師協会でありますとか、畜産協会でありますとか、あるいは全農さんとか、そういった関係団体と一体となって取り組む予定であります。

具体的なシステム、どういう仕組みなのかという御質問でありますけれども、一番肝心なのは、現在、繁殖農家の方々の繁殖母牛の繁殖状態。いつ人工授精をして、いつ分娩をに、いつ人工授精を次に行うかという、そういう管理が現在、農家の方々個々で行われております。これをクラド化して、先ほど申しました関係組織が、生産者がなかない発情の発見とか、生産者がなかない発情のたことをこの事業によっなかなかないきたいというふうに考えております。(「期間、どれを短縮して何回」と

言う者あり)

目標でありますけれども、現在、分娩間隔が大分県の平均が411日であります。これを380日に短縮をして、子牛の生産頭数を増やしていきたいというふうに考えています。 石橋畜産技術室長 酪農基盤対策事業についてお尋ねでございます。

これは国庫事業であります畜産クラスター 事業を活用して、現在のところは日田市や玖 珠町に新たな酪農牛舎などを整備し、肉用牛 の増頭を図る事業でございます。

それから、これが諸収入となっておりますのは、基本は国庫なんですけれども、国の補正であったり、繰越しであったりすることから、中央団体であります中央畜産会というところに基金として積んでおります。こういう諸収入という財源の内訳にはなっておりますけれども、実質は国庫と同じように御覧になっていただくといいかと思っております。

小嶋委員 411日から380日程度に縮めるというのは回転を良くしてということで、それだけに管理、監督というのが必要になるんだと思うんですけれども、パソコンベースとかでなくてアップ、携帯電話か何かにするんですか。それとも何か機器、機材というのは、酪農者がそういう携帯電話か何かで管理するとかということになるんだと思いますけど、それを再度お聞かせください。

それから、財源の話ですけど、これくらい大きい財源については丁寧な説明という意味で、願わくば諸収入で大きいところは今後、全部説明すると大変かもしれませんが、農林水産部門は諸収入が多いので、それらについては是非御考慮いただければと思います。これは要望で結構です。

近藤畜産振興課長 生産者を始めとした入力 の仕方などについてですが、基本的にはスマートフォン、携帯ですね、そういったものとか、あるいは自宅でのパソコンから受精ラップとかを入力して、それをクラウドの中で管理をすれば、関係者がそれを確認できるというシステムになります。

小嶋委員 分かりました。

土居委員長 大きな諸収入については、詳しくお願いしますという要望ですけれども、何か見解はございますか。

尾野農林水産部長 おっしゃるとおりで、これは国のTPP対策の一環で、実は園芸の方にも同じような仕組みがありまして、複数年にわたって事業が機動的に行えるようにということで、いずれも外部に基金化をして、それから、県が手挙げをして採択されると入ってくるというような仕組みで、予算説明書の、ちょっとこれは財政というか、収入の方での説明が足りなかったかもしれません。今後はうちの方でもやっていこうと思います。

予算説明書の107ページでございます。 ここのちょうど中辺りに、おおいたブランド推進課所属と畜産振興課所属と今申し上げました、一つは園芸関係の産地パワーアップ事業、これが基金化されております。畜産クラスター事業というのが基金化をされて、こうした日本特産農産物協会といったところ、中央畜産会といったところから受け入れると、そういう仕組みのものでございます。来年度以降、そうした形で財源をお見せしたいと思います。

木付副委員長 76ページの農地中間管理推 進事業についてですけど、昨年度の予算が9 億7千万円強で、今年度は約半分の4億円。 そして、27年度の決算が5億円400万円 で、評価としてBなんですよね。これからど ういう方向性に行くのか、ますます進んでい くのか、このままもうしぼんでいくのか、そ の辺の見込みをお聞きしたいんですけど。

光長農地活用・集落営農課長 農地中間管理 事業についてお答えいたします。

この事業につきましては、平成26年度からずっと基金を積みまして、単年度幾ら、10アール当たり幾らというような形で協力金が出されるようになっておりました。それが平成27年度末、急に国の方から上限設定ということが出てまいりまして、本年度の5月になりまして、新規に担い手でない方から担

い手に農地が移った場合は、当初予定どおりの協力金が出ますと。

更新分と言いまして、担い手から別の担い手に、いわゆる農地が集約されたという場合は、もう基金の額もぐっと下げますということになりましたので、こういった形で減額ということでさせていただいております。

ただ、面積の方は、平成36年度までに全国でも8割、大分県でも担い手に9割という大きな目標を立てておりますので、しっかりとそれに向けて集積は進めていきたいというふうに考えております。

木付副委員長 条件が悪くなったということですけど、見込みはこれからどうなんですかね。もうどんどん少なくなっていくのか、それとも集積が進んでいくのか、そこを聞きたいんです。

光長農地活用・集落営農課長 集積自体は、この中間管理事業を使って集積した分、新規 集積した分は、昨年からだと 9割ぐらい、それほどは落ちていないという状況にあります。 更新部分は、もうがくっと落ちておりますが。

それと県単部分で、この中にもありますが、 担い手に対して助成を出すものとか、それから、各振興局に農地集積専門員ということで 配置をさせていただいております。そういっ たマンパワーも利用しながら、今後はもっと 進めていきたいというふうに考えております。 土居委員長 農業農村整備事業についてです。

平成21年度、民主党政権で3分の1に削られました。もう一度言います。民主党政権で3分の1に削られて、それが今、復活しようとしています。当初予算ではまだ付いていませんが。

森議員から地元の業者の農業土木、学べる 学校がなくなったし、しっかりと指導してよ という話がございましたが、県の現場の職員、 これも大変だと思うんです。いきなり予算が どんどん上がってくると。今まで残っている 部分をこれからするわけであるし、入札制度 もかなり複雑になってきております。

豊肥振興局の職員をよく見ているんですけ

れども、かなりあっぷあっぷの状態が見受けられるので、予算の増加に伴って、やっぱり 手当てしていくべきじゃないかなと思っているんですが、その辺はいかがでしょうか。

石井農村整備計画課長 農業土木関係の職員 の人的な話のことですけれども、確かに一度 事業費としては落ちましたけれども、これが 徐々に回復していくということで、その予算 執行につきましては、委員長がおっしゃると おり、確かに急激な増加があると、一度ペー スが落ちた現場での対応というのは大変難し いかと思っております。それが今では、当初 予算が徐々に回復している状況で、現場も限 られた人的資源の中で、確かに楽ではないと 思います。若い職員もおりますし、その中で 先輩から後輩にちゃんと技術的な教育をしな がら、キャリアを積み重ねながらそういった 予算の執行。確かに総合評価等々も始まって、 同じ工事発注するのにも、かなりの時間と労 力を要するものになっております。そういう ものについても、できる限りその手法等々、 本庁も一緒になって現場と相談をしながら、 スムーズな発注、また、若い世代のキャリア の育成についても、十分これから考えていき たいと思っております。

土居委員長 是非とも、人的な質を上げることもさることながら、やはり量も考えていかないといけないのではないかと思っておりますので、その辺、私から要望しておきます。よろしくお願いします。

志村委員外議員 せっかくでございますので、62ページに農業大学校費の中に魅力ある農業実践教育推進事業費ということで、特別枠で高校生の就農のことが書かれております。大変いいチャレンジだというふうに思っておりますが、ここ最近で農業高校という名前の高校がなくなってしまったわけですね。全体的に農業科を増やしたことによって定員は地えたんだという教育委員会の答弁がありましたけれども、定員を増やすというよりも、でけれども、定員を増やするという意味では、やっぱり農業高校というのが本当に大事

じゃないかなと、そういう認識を持っております。

今年の4月から海洋科学校が海洋科学高校として単独校で再スタートすることになりました。これもやっぱり人材育成という意味では大変大きな期待が持てることだと思っておりますが、農業について、今後この農業大学校との組合せも含めて、農業単独校と言いましょうか、農業実践をして本当に学んで、農業をやる人を育てるという高校教育、あるいは私学との関係、ここをどうするかについてちょっと見解を聞かせていただきたいと思います。

茅野新規就業・経営体支援課長 農業高校については、先議の常任委員会でもちょっと御質問いただきましたけれども、今、久住校が唯一の単科ということで、農業高校と言えばそうです。その他が総合高校となって、全部で合わせて 9 校というふうになっているところでございます。

そうした中で、確かに農業高校として残して、専門的な知識を学んでいくということも重要というふうには思いますけれども、総合高校の中で、先般も申し上げましたけれども、例えば、農業系の学科の生徒さんが他の学科の科目を選択することも可能になっているというようなことで、非常に幅広く学ぶことができると。

また、高校なんかで見ますと、教養科目も たくさん学ばなきゃならない中で、専門科目 というのは、思ったほど多くないという状況 ではあります。

そうした中で、幅広くいろんな勉強をする中で、農業の方向に進みたいという生徒さんが、農業大学校でもっと専門的な知識を習得し、自営、あるいは雇用就農へと進んでいく、あるいは4大の農学部で更に学問的なところに進む等々のコースを選択できることもいいかなというふうには思っているところでございます。

連携としては、今回のこの事業の中にもありますように、以前から高大連携で、農業系

高校と農業大学校との連携は進めているところでございます。これを一層強化して、高校生が農大へ見学へ行ったり、あるいは生産者との交流を行ったり、少しでも農業の方に興味を向けていただき、農業大学校を理解していただき、是非農業大学校に進んでいただきたいということで取り組ませていただこうと思っているところでございます。

志村委員外議員 それではお尋ねしますが、 今回特別枠の149万円ほどの予算で、具体 的に幾つの高校に農業科があるか、もちろん 御存じだと思うので、そこをどういうふうに アプローチをして、どういう人を農業大学校 へ御案内をしてやるのかという手法というか、 その事業内容はどうなりますか。

茅野新規就業・経営体支援課長 実際には農業系の高校生ですね。例えば、1年生に農業大学校に来ていただいて、実際に農大を見ていただくとか、あるいは農大の先生が出前授業を行ったりとか、あるいは近隣の三重総合高校なんかは生徒さんのプロジェクト、農大に来て実際にやってみたりとか、そういった取り組みをしているところでございます。

志村委員外議員 少しやっぱり受動的なところも。能動的に生徒さんを農業大学校に誘うと、ここに書いていますように、若手を農業者に育成するわけですから、もう少し能動的にたたみかけるということをやることが必要じゃないかなと思うんですよね。そこがやっぱり農業大学校へ結びつき、農業へ結びつくということだと思うので。

今の話を聞いていると、何か希望者がおったらそれに対応するとか、何かそんな感じにしか聞こえないので、確かに農業科の人が総合的な学習をするのも大事なことだけれども、農林水産部がそういうふうに言っちゃいかんと思うんですね。高校生の教育、やっぱり農業をやってもらうんだという、ここをやっぱり根幹で持っていないと、そういう答弁になってしまいますよ。

茅野新規就業・経営体支援課長 議員のおっしゃるところ、よくわかります。確かに農林

水産部として、農業に引っ張ってくるというのは大事なことだと思っています。ただ、一方では、まだ年齢がいかない中で、非常にこの選択をしていくというのは難しいというところもあるわけですね。

そういったところで、若年層に向けて、我 々は何をしていくかというと、多分農業への 理解を促進するというところだというふうに 思っております。そういったことで、今回の 中では、農業者との交流会も実施したいし、 あるいは先ほど申し上げましたけれども、農 大から先生が出向いて、いろんな部分の出前 講義をするということで、そういった農業に 対する理解を深めていって、興味を持たせて いく、あるいは農業が職業であるという意識 も付けていく、そういったことで農業の方向 に進んでいただくように積極的に取り組んで まいりたいと思っているところでございます。 志村委員外議員 29年度は農林水産委員会 に入りたいと思っておりますので、是非議論 したいと思います。

土居委員長 三重総合高校久住校に研修施設、 くじゅうアグリ創生塾ができます。経営感覚 に優れた、付加価値をつけた商品作りができ る人材を育てていくとともに、県内9校の農 業系の生徒も集めて、県の農業を支える人脈 の輪を作っていきたいという答弁も頂きまし た。そこも大いに活用して、農業教育を進め ていただければなと思っておりますが、いか がでしょうか。

尾野農林水産部長 まず、本当に裾野を広げていくというのが後継者育成の大事なことだと思っております。単科高校をどうするのかというのは、ちょっと私が直接申し上げるべきことではないかもしれませんけれども、少なくとも農業後継者の確保という観点から積極的に進めていきたいと思っております。

土居委員長 よろしくお願いします。

森委員外議員 事業概要書の57ページ、農 業次世代人材投資事業費についてお尋ねしま す。

28年度から県単で親元就農給付金という

ことで制度化されたところでありますけれども、現場において、この給付金制度に対する需要というか、現時点での実績及びこの給付金を受けようとする経営形態、また、国庫事業と違うところ、国庫事業は経営開始型5年ですけれども、この県単は2年ということでありますが、その部分での国庫事業と違うことについての何か要望なり、そういうものが上がっているかどうか、現状について教えていただきたいと思います。

茅野新規就業・経営体支援課長 この親元就 農給付金につきましては、今年度からの新制 度ということでやらせてもらっております。 最終決算ではございませんけど、28年度見 込みとして、準備型1名、それから開始型1 5名の予定となっております。

それ以上に要望があるかというところもあるんですが、この制度は新たな制度ということで、市の予算措置等々も含めて、今回はこれほどの見込みということで、29年度はもっと出てくるのかなと思っているところでございます。

それと、国の給付金との年数の違いというところなんですけれども、国の青年就農給付金ですね、現在はその名前で、来年から農業次世代人材投資ということになるんですけれども、いわゆる親元については認められていないわけですね。経営継承すれば別ということで、そこの根底にある大きな考え方というのは、どれだけリスクを背負っているかというところでございます。そうした中で、国の給付金等とは少し分けて、今回は最長2年ということにさせていただいております。

森委員外議員 先ほどから担い手育成とかいう部分のお話が出ているんですけれども、実は先週土曜日に豊後大野市の中学校を卒業した生徒さんで、将来、農業経営をしたいということで農業系高校に通う方の激励会というか、奨学金の授与式がありました。7年目でありまして、10万円という奨学金を、その農業を志す中学校を卒業したばかりの子どもに奨学金としてお渡しするという会だったん

ですけれども、そういった中学校を卒業してすぐにそういう高い志を持った、実は親元就農の方も多かったんですけれども、そういう若者の思いというのをきちっと我々も理解して、今後、後継者育成について考えていく必要があるなと思いましたので、そのことをお話しさせていただいて質問を終わります。

小嶋委員 予算に直接絡む話ではないのかもしれませんが、先だって、会派で台湾に行きまして、現地に赴任している日本の商事会社の大分県出身の人とゆっくり話をすることができたんですけど、九州各県と比較して大分の農産品の輸出の量とか数とか、余り目立たないなという御意見を率直に聞いたんです。その方の見方なのかもしれませんけど、大分といえば梨しか気がつかんなというふうに。

また、九州の未来創造会議のときに、九州 管内のデータが出まして、鹿児島とか熊本は 比較にならないぐらい台湾に農産品を輸出し ているんですね。大分はどうしてこんなに少 ないのかなというのは、ちょっと私も引きな がら見たんですけど。

いろいろこれだけやっていらっしゃるんですから、今後、台湾に限らず、輸出については積極的に糸口を作っていっていただくということは、まあ、計画はなさっていると思うんですけど、新年度どのような計画があるのかということについてお尋ねしたいと思います。

後藤おおいたブランド推進課長 台湾における輸出の状況ですけれども、私どもの戦略といたしましては、やはり安売り競争に巻き込まれたくないというのがありまして、台湾におきましては、特に地域一番店と言われるような、例えば、具体的には微風広場でも割と、太平洋SOGOですとか、地域の中でも割と高単価で売られている場所にきっちり大分県産品が置けるかどうかということで、日間に、しっかりパイプを広げたいということで、昨年からは甘太くんも一緒に持って行っているところであります。また、昨年、台湾プロモーションでヒラマサの試食宣伝を

行いましたが、非常に好評でございましたので、29年度には、農産品にそういった魚の方もくっつけて、今まで培ってきたそこの販売店とのパイプをできるだけ広げていくような方向で農業者の職高揚に還元したいと思っているところでございます。

小嶋委員 台湾以外は何か。

後藤おおいたブランド推進課長 東南アジアにつきましては、大概地域一番店という所がございます。ただ、昨年やらさせていただいたアメリカでは、地域一番店みたいな所はございませんので、ここはしっかり向こうで展開をしている業者さんとつないでいただくセールスネットという仲介人のところと連携いたしまして、しっかり商圏の中に入り込めるような戦略を持って展開してまいりたいというふうに考えているところでございます。

小嶋委員 輸出をする場合は時間がかかり、 遠距離は難しいと思うので当面、東南アジア、 台湾とかインドネシアとか、近距離の所に、 できるだけたくさん大分の農産品が、私たち 出かけて行ったときに、ああ、ここにも大分 のものがあるなというふうなことを感じられ るように、是非、ちょっと時間をかけてでも 取り組んでいただければと思います。よろし くお願いいたします。

土居委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

土居委員長 ほかに質疑もないようですので、 これより採決をいたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、 原案のとおり可決することに御異議ありませ んか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

土居委員長 御異議がないので、本案のうち 本委員会関係部分については、原案のとおり 可決すべきものと決定いたしました。

次に、第6号議案平成29年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算について、 執行部の説明を求めます。

安藤団体指導・金融課長 予算概要の216 ページをお開きください。第6号議案平成2 9年度大分県林業・木材産業改善資金特別会 計予算について、御説明いたします。

予算額は、歳入・歳出とも表中、左から2番目の予算額の1番下にありますとおり、10億818万6千円です。

次のページを御覧ください。主な内容について御説明いたします。

林業・木材産業改善資金貸付金2億5千万 円です。

これは、林業・木材産業の経営者及び従事者が、林業・木材産業部門で、新たに経営を開始する際に必要な機械の導入や、林産物の生産性や品質を向上させる機械や施設整備などに必要な資金を無利子で貸し付けるものです。

次のページをお開きください。木材産業等 高度化推進資金貸付金3億7,500万円で す。

これは、木材の生産・流通の合理化や木材 供給の円滑化を図るため、素材・製材品等の 購入や木材の加工流通システム整備のために 必要な資金を、金融機関との協調融資により、 低利で貸し付けるものです。

土居委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

土居委員長 別に質疑もないようですので、 これより採決をいたします。

本案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

土居委員長 御異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第7号議案平成29年度大分県沿岸 漁業改善資金特別会計予算について、執行部 の説明を求めます。

安藤団体指導・金融課長 予算概要の224 ページをお開きください。第7号議案平成2 9年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算 について、御説明いたします。 予算額は、歳入・歳出とも表中、左から2 番目の予算額の1番下にありますとおり、2 億195万4千円です。

次のページを御覧ください。主な内容について御説明いたします。

沿岸漁業改善資金貸付金2億円です。これは、沿岸漁業従事者に対して、漁業経営や生活の改善並びに青年漁業者の育成確保を図ることを目的として、作業の効率化や安全性を向上させる施設整備等に必要な資金を無利子で貸し付けるものです。

土居委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見などはございませんか。

[「なし」と言う者あり]

土居委員長 別に質疑もないようですので、 これより採決をいたします。

本案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

土居委員長 御異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第8号議案平成29年度大分県県営 林事業特別会計予算について、執行部の説明 を求めます。

樋口森林整備室長 第8号議案平成29年度 大分県県営林事業特別会計予算について、説 明します。

228ページをお開きください。左から2番目の予算額の欄にありますように、歳入・歳出とも5億8,394万2千円です。

次のページを御覧ください。主な内容について御説明します。

伐採事業費1億5,875万円です。

これは、県有林の伐採で得た収入を分収割合により精算金として土地所有者に交付する分収交付金の支払や県有林や県行分収林の間伐や作業道の開設などを実施するものです。

次に232ページをお開きください。伐採 事業費1億8,832万7千円です。

これは、県民有林の伐採で得た収入を、同

じく分収割合により精算金として土地所有者 に交付する分収交付金の支払や、県民有林の 間伐や作業道の開設などを実施するものです。

以上で特別会計についての説明を終わらせていただきます。

土居委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見などはございませんか。

[「なし」と言う者あり]

土居委員長 別に質疑もないようですので、 これより採決をいたします。

本案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

土居委員長 御異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第33号議案平成29年度における 農林水産関係事業に要する経費の市町村負担 について、執行部の説明を求めます。

安藤農林水産企画課長 資料の2ページを御覧ください。第33号議案平成29年度における農林水産関係事業に要する経費の市町村負担について御説明いたします。

これは、平成29年度当初予算案に計上しております農林水産関係の建設事業に要する経費の一部を関係市町村に負担してもらうことについて、地方財政法及び土地改良法の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

議決の対象となる事業と市町村の負担割合は表にお示ししているとおりで、28年度との比較の表中、矢印でお示ししている3事業において負担割合の変更がございます。

変更理由はページ下にまとめておりますが、いずれも、事業実施箇所の変更や事業種別の 追加に伴い、市町村と協議の上定めた率を適 用するものでございます。

なお、法の規定に基づき、これら3事業を 含む全ての事業について、あらかじめ関係市 町村から同意を頂いています。

土居委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見な

どはございませんか。

[「なし」と言う者あり]

土居委員長 別に質疑もないようですので、 これより採決をいたします。

本案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

土居委員長 御異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第34号議案権利の放棄について、 執行部の説明を求めます。

安藤団体指導・金融課長 お手元の資料の3 ページをお開きください。第34号議案権利 の放棄について御説明いたします。

この議案は、農業改良資金貸付金に係る債権のうち、貸付先からの回収が不能となっているものについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づく権利放棄の議決をお願いするものでございます。

まず、1の農業改良資金の概要を御覧ください。農業改良資金は農業経営の改善を目的とした無利子の長期資金で、平成22年9月まで大分県が貸付け事務を行っていたものであり、平成29年1月末において9件、2,641万2千円が未収となっております。

今回、権利放棄をお願いする内容を2の (1)に記載しております。主たる債務者の 行方不明や連帯保証人の死亡等により、回収 が不能となった1件、558万6,630円 の債権であります。

なお、この債権には、返済が遅れたことにより発生する違約金が含まれており、内訳は、元金185万円と違約金373万6,630円となっております。

(3)には、これまでの債権回収への取組及び債務者等の状況をお示ししております。

未収金につきましては、貸付金の原資が税金であることを強く認識し、今後も、関係機関と連携して主債務者、連帯保証人等及び相続人への催告、面談等により、引き続き回収に努めてまいります。

土居委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見などはございませんか。

[「なし」と言う者あり]

土居委員長 別に質疑もないようですので、 これより採決をいたします。

本案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

土居委員長 御異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第35号議案大分県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

石井農村整備計画課長 お手元の説明資料の 4ページをお願いいたします。第35号議案 大分県国営土地改良事業負担金徴収条例の一 部改正について御説明いたします。

まず、本条例の概要についてでございます。 現在県内では、竹田市大野川上流地区と、 宇佐市駅館川地区の2地区で、国営土地改良 事業が実施されております。

これらの事業費については、土地改良法及 び本条例により、資料上段の国営土地改良事 業費負担区分図にありますとおり、国・県・ 市町村・受益農家で負担することとなってお ります。このうち、農家負担分については、 県が徴収し国に納めることとなっており、本 条例において、農家が県に負担金を支払う際 の償還方法、支払期間、利率等について定め ております。

2の(1)を御覧ください。関係法令の改正内容です。国営土地改良事業の受益者負担に係る償還利率については、土地改良法施行令第53条第2項により、これまで年5分と規定されていましたが、実勢金利とかい離していることもあり、以前から土地改良区等から利率引下げの要請が行われていました。

このような流れを受けて、昨年土地改良法施行令の改正が行われ、28年4月1日からは、最近の金利動向を踏まえ「国債の利率を

基礎として農林水産大臣の定める率」とされ たものでございます。

これらに伴う条例の改正内容を2の(2)にまとめております。

まず、(ア)の利率についてですが、施行 令の改正を受け、現行年5%を「土地改良法 施行令第53条第2項の農林水産大臣の定め る率」と改めます。

また、(イ)の支払期間については、国営緊急農地再編整備事業の支払期間については17年とするとの国の決定がなされたことから、期間を変更するとともに、表記についても、土地改良法施行令の表現に沿ったものに改めております。

土居委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見などはございませんか。

河野委員 この施行期日は公布の日からとなっています。国の政令の施行日が28年4月 1日なんですが、この辺の期間的なずれというのは影響は全くないんでしょうか。

石井農村整備計画課長 地元負担分、農家負担分につきましては、国の定めにより事業完了年度の翌年度から償還をするというふうになっております。よって、国営の安心院地区につきましては、予定の工期が34年度までとなっておりますので、この支払、この各人では、平成35年度になると考えております。ちなみに、大野川上流地区につきましては、現在市と地元との間で、おります。それで、大野川上流地区になります。それで、大野川上流地区にないます。それで、大野川上流地区にいます。それで、大野川上流地区にいます。

土居委員長 その他ございませんか。

[「なし」と言う者あり]

土居委員長 ほかに質疑もないようですので、 これより採決をいたします。

本案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

土居委員長 御異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定い

たしました。

次に、第36号議案大分県国立研究開発法 人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例の 一部改正について、執行部の説明を求めます。 石井農村整備計画課長 お手元の資料の5ペ ージをお願いします。第36号議案大分県国 立研究開発法人森林総合研究所事業特別徴収 金徴収条例の一部改正について御説明いたし ます。

1を御覧ください。本条例は、国立研究開発法人森林総合研究所の前身である旧農用地整備公団が実施した農用地総合整備事業の受益者が、事業完了公告後8年以内に、その土地を事業計画の目的以外の用途に供した場合に県が徴収する特別徴収金について定めたものでございます。

次に2の条例改正についてです。表の上段、引用法令を御覧ください。平成28年5月に 国立研究開発法人森林総合研究所法が一部改 正され、法律名が右側改正後にありますとお り、国立研究開発法人森林研究・整備機構法 となり、法人名についても、国立研究開発法 人森林総合研究所から国立研究開発法人森林 研究・整備機構に改められました。

表の下段を御覧ください。今回の議案は、これに伴う改正で、本条例中で引用されている法人及び法律の名称を改めるとともに、引用する関係法施行令に条ずれが生じたため、関係箇所を併せて改正するものでございます。

なお、施行日については、3にありますと おり、法律の施行と同日の29年4月1日を 予定しております。

土居委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見などはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

土居委員長 別に質疑もないようですので、 これより採決をいたします。

本案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

土居委員長 御異議がないので、本案につい

ては、原案のとおり可決すべきものと決定い たしました。

次に、第37号議案公の施設の指定管理者の指定について、執行部の説明を求めます。 **窪田漁業管理課長** お手元の説明資料の6ページをお願いいたします。公の施設の指定管理者の指定に係る議案です。

1にありますとおり、農林水産部が所管する公の施設のうち大分県マリンカルチャーセンターにつきましては、28年度末をもって現管理者の指定管理期間が終了します。このため、次期の指定管理候補者を選定し、地方自治法の規定に基づき、指定の承認をお願いするものでございます。

2指定管理候補者の選定を御覧ください。 さきの第4回定例会で御報告しましたとおり、 当施設の次期指定管理期間は、利用者の減少 等の課題に対応するために、民間事業者から 県南地域の活性化に向けた提案募集を行うこ ととしていることや、既に学校等から来年度 の予約が入っていることから、平成30年3 月31日までの1年間としております。

また、指定管理候補者の選定につきましては、1年間の短期指定であることや、施設の将来が不透明であることから、新たな事業者の参入が見込めないため、任意指定の手法を選択し、まず、現行の指定管理者への継続要請を行うこととしました。

さきの議会の後に、現在指定管理を行っている株式会社プランニング大分に打診したところ、引き続き指定管理を行う意向であるとの回答を得ることができましたので、指定管理者制度運用ガイドラインに規定するパブリックコメント、関係者・利用者や外部有識者からの意見聴取の手続を経まして、同社を指定管理候補者として選定し、議案として提案させていただいたものです。

最後に、現在実施しております提案募集について御報告いたします。2月24日から当施設を県南地域の活性化に資する誘客施設等として活用する提案の募集を開始いたしました。募集期間は5月24日までの3か月間と

いたしまして、その後、審査委員会を経て県 と施設の売買又は貸付けの交渉を行う優先交 渉権者を決定していくこととなります。

なお、公募につきましては、これまでのマリンカルチャーセンターの設置目的や枠組みにとらわれず、新しい利活用案を幅広く募集するため、企画振興部にて実施しています。なお、3月14日に開催されました現地説明会には、1社から参加を頂いたほか、2社から施設の見学の希望を頂いているところです。そのうち1社と日程の調整がつきましたので、昨日施設を見学していただいたところでございます。

今後も応募の状況や、審査の結果等につきましては、委員会等の場を通じて適時御報告させていただきます。

農林水産部では来年度もマリンカルチャーセンターの利用者が引き続き快適に施設を使用できるよう、また、県南地域の拠点施設としての役割を果たせるよう、指定管理者と協力してしっかりと管理やPRを進めてまいります。

土居委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見などはございませんか。

小嶋委員 1年間プランニング大分にお任せするというのはいいんですけど、この施設の特性として、指定管理者ということで本来良かったかどうかというのは、今後検証していかにやいかんと思うんです。やはり地域の人たちと一緒に運営していくような施設に衣替えをしていかないと非常にもったいないんじゃないかなという気がしています。

それで、今お話がありましたが、まず、有望なところがあったかということですね。それから、これを1つの案として、例えば佐伯市に全面委託をするなりして、佐伯の地域の人たち、佐伯市全体というより佐伯市のその地域、元猿でしたかねここは。元猿の人たちと地域運営ができるような環境に、多少規制緩和してでも県の組織というよりは地域の組織ですよと。地域の皆さんがここをうまく利

用することによって、地域の活性化に供するようなことになっていくという例はたくさんあると思うので、もう少し指定管理者で決まったような、あるいはくくられたような運営とかではなくて自由にできるようなものを、5年なら5年、長いですけど10年なら10年のスパンで1回やってみてもらうとかいうことも検討していったらいいんじゃないかなと、そういう地域で運営できるような環境にしていったらいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

窪田漁業管理課長 委員御指摘のとおり、やはり地域と密着していかなければいけないというのは、私たちも十分感じております。

また、今回の提案募集につきましては、指定管理じゃなくて、貸付けと売却という2つの手法で募集をしております。年数につきましても10年以上としておりまして、民間の投資は5年ではなかなか回収しにくいというところも踏まえまして、10年以上という提案にしております。

それから、有望なところがあったかということですが、今、施設見学した2社につきましては、前向きな言葉を頂いております。

それから、佐伯市との連携ですが、これは 募集提案に当たりましても、佐伯市とは常に 連絡を取り合って、検討して、地域の活性化 に資する施設にしていこうということで話合 いをしております。

小嶋委員 いろいろ方法はあると思うんです。 これにぴたっとはまるような例じゃないんですが、海士町って御存じですね。海士町も、すごく廃れていっていたところに、あるコミュニティーデザインの方が最初はそこに雇われて行ったんですけど、そこで地域の人たちと計画を、海に囲まれているので、外とは余り関係がないですが、その地域の人たちと自分たちで考えていって、町を盛り上げていったというのがあると思うんです。

拠点施設としては、僕はマリンカルチャーは、すごくいいんじゃないかと思うので、そ ういうようなコミュニティーデザインの人を 雇ってということではないですが、やっぱり そこに、地域には地域の知恵があると思うの で、そういうのをうまく利用していけないか なと思います。これは要望で結構ですけど、 そういうふうに是非受け止めていただければ と思います。

土居委員長 よろしくお願いします。

ほかにございませんか。

[「なし」と言う者あり]

土居委員長 ほかに質疑もないようですので、 これより採決をいたします。

本案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

土居委員長 御異議がないので、本案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出が ありましたので、これを許します。

光長農地活用・集落営農課長 資料の7ページを御覧ください。米政策の見直しへの対応について説明します。

米づくりをめぐる環境にありますとおり、 全国の年間1人当たりの米消費量は50年間 で半減し、米価も下落傾向にある中で、本県 は水稲の作付面積割合が九州内で最も高く、 農業産出額は米の影響を受けやすい状況にあ ります。

矢印下の枠を御覧ください。平成30年から米の生産調整が廃止され、米価の更なる不安定化が懸念される中、本県としては他県に先んじて、水田農業の構造改革を進めていく必要があると考えています。

そこで、米依存の農業構造から脱却するため、本県の対応の二重枠にあります3つを柱に対策を行います。

まず、(1)にあるとおり、水田の畑地化による高収益な園芸品目の導入を推進します。そのために②に記載しました、水田の出し手に対する県単独の水田畑地化集積協力金制度を新設するとともに、排水対策などの基盤整

備に係る受益者の負担軽減措置を講じます。

また、平成28年産の主食用米作付面積から1千ヘクタール減じた県独自の米の配分面積となる2万100ヘクタールを提示し、米から園芸品目への転換を促進します。

水田農業を続ける場合であっても、(2)の米づくりの低コスト化と生産性向上にありますとおり、農地集積による経営規模の拡大とともに、圃場の大区画化や周年活用に向けた汎用化を進めていきます。また、育苗、田植作業が省け、通常の米づくりに対し、労働時間が25%削減できる乾田直播き栽培を全県的に展開してまいります。

3つ目の柱は売れる米づくりです。先日、公表されました米の食味ランキングで、本県のひとめぼれが特Aを獲得しました。こうした良食味米生産の取組と併せ、需要が伸びている業務用米に対応し、農家所得が確保できるよう、ヒノヒカリよりも2割収量増が見込める多収品種の生産拡大を進めます。

こうした取組についてスピード感を持って 進め、米政策の見直しに対応できるよう水田 農業の構造改革を進めてまいります。

土居委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見などはございませんか。

後藤委員 書いていることもよく分かるし、 現状もよく分かっているんですが、もう米は 本当に限界だと思っておりますし、米政策と は、イコール水田維持活用政策であったとい うこともずっと分かります。ただ、大分県に は、もう皆さん御承知のとおり、山間の小さ な水田だとか、何とか守っている水田等もあ るもんですから、大分県としての今後、その 水田をどう守るかとか、もしそういうお考え があれば、是非お尋ねしたいと思っています。

というのも、政策的には、もうずっと水田 を守るために米麦大豆だとか、そういったの を奨励してきた経緯もあるもんですから。

今までそういうのをしてきた方に関しては、 いきなり園芸品目だとか、そういったことを 言われても、なかなかぴんと来ない。今まで してきたことは何だったんだろうというふうに思う方もいらっしゃるもんですから。

その辺は県としての見解があれば、是非聞 かせていただきたいと思っております。

光長農地活用・集落営農課長 水田の園芸品目への転換という内容についてですが、これにつきましては小規模な農家個々に園芸品目を入れなさいと、そういったものではございません。今、豊後高田市で計画をしております白ネギの園芸団地だとか、あるいは大分市の園芸団地だとか、そういった少し規模の大きい団地を各地区で取り組んでいってもらいたいということがまず1点。

それから、じゃあ、中山間地域でそういっ たことがなじまない所ではどうするのかとい う点では、別に集落営農の事業を持っており ます。集落営農という形で法人が外に出てい く、あるいは本年度2つ認定いたしましたが、 地域農業経営サポート機構、こういったとこ ろを利用しながら、担い手が連携して、担い 手不在の所まで、まだ農業を続けられるよう にカバーしていく、そういった取組を今後も 進めていきたいというふうに思っております。 後藤委員 分かりました。政策的にずっと植 えなくてもいいような麦、大豆を捨て作りし してきたような政策があったりした時期もあ ったと思うんですが、やはり山の方に行くと、 麦だとか大豆をずっと作ってきた農家という のがありまして、そういった所は、やっぱり いろんな機械を持っている所もあって、この まま麦だとか大豆なんかは国から見捨てられ るんじゃないのかという不安を持っている農 家が非常に多いということもあるもんですか ら。私は大分県としても、今までそういった 農家が守ってきた農地のことも含めて、麦だ とか大豆でやってきた政策、特に麦だとかの 保管所がないとかという、大豆もそうなんで すけど、農協がこういう状態なもんですから、 やっぱり農家の方、すごく心配を持たれてい ます。今まで我々がやってきたことは何だっ たんだというのをよく言われるもんですから、 是非そういった方々が不安を持たないような

政策を、大分県は絶対そんなことはないんだ、 守れるべきところは守るんだと。守れないと ころはしょうがないと思うんですが、何とか そういうのを力強く言っていただけたら農家 の方も安心するんではないかなというふうに は思っております。

光長農地活用・集落営農課長 特に麦について御指摘を頂きました。麦については、特に実需者と連携したものということで、これまでも進めてきております。フンドーキンだとかも、実需に対するしよう油用小麦、それから、三和酒類と連携したニシノホシ、そういったものもございますし、このたびはトヨノホシという大分県独自で焼酎用大麦品種を開発いたしまして、今、品種登録申請をして、今年品種登録されることになっております。

それと、これは酒造組合と連携して作ったものでございますが、これは全量、大分県内の醸造会社12社で県の麦を使って作った焼酎ということで、この3月28日に完成披露も行われることになっております。こういった実需者と連携した取組をしながら、農家ももうかる、実需者も業者さんももうかると、そういった関係を今後も進めていきたいというふうに考えております。

後藤委員 分かりました。

小嶋委員 あえて申し上げることでもないの かもしれませんが、農林水産部の今回の英断 に敬意を表したいと思います。

今、ここまで米価が下がって、引き続き米にこだわってというのは、もうないのだろうと、素人の私もそのように思います。ただ、私は御飯が大好きなので、全体的に米作がなくなっていくというのに一抹の寂しさがあります。そこまでは考えていないのかもしれず、最後に売れる米作りということではんが、最後に売れる米作りというにといると思うんですけれどといるの辺の、例えば、10年間ぐらいでこを着えていると思うかり定着をさくらいのところを考えているというのがもしあれば、お聞かせいただきたいと思いますけど。

光長農地活用・集落営農課長 高収益な作物 の導入は、ある程度、5年程度で、500へ クタールはそういった作物を作り、更にそれ を加速させていこうというふうな取組にして おります。それ以外の面積につきましては、 やはり水田という形で、今、小規模な農家も ありますし、この5年のうちは残さざるを得ないのかもしれません。そういう状況でございます。

土居委員長 よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

土居委員長 ほかに質疑もないようですので、 次の報告をお願いします。

近藤畜産振興課長 資料の8ページをお願い します。畜産公社新施設の稼働状況について です。

まず、1の集荷状況の表を御覧ください。 牛、豚それぞれの集荷目標と本年度の実績を 記載しております。牛は、子牛価格の高騰に 伴う飼養頭数の減少等により、と畜頭数が減 少しておりますが、豚については、県統一ブ ランド豚「米の恵み」の取組等、集荷対策を 強化したことにより前年度実績を上回る見込 みとなっております。

2の(1)これまでの取組状況を御覧ください。県では、集荷対策として、平成27年度に公社肥育預託制度を創設しました。この制度を活用した肥育牛は公社に持ち込まれますので、これにより、29年度は290頭、30年度は417頭の公社出荷の増加が見込まれています。

また、昨年10月には、生産者収益の増加を目的に、牛枝肉のセリ取引を開始したところであり、今後は地方卸売市場への移行に向け、上場頭数及び県外購買者確保を強化してまいります。

昨年12月に名称を決定し販売を開始した 県統一ブランド豚「米の恵み」は、多くのメ ディアに取り上げられるなど好評を博してお り、4月からはオレイン酸含有率42%以上 のものを「米の恵みプレミアム」として差別 化し、販売を開始する予定です。 (2)の今後の取組を御覧ください。集荷 目標を達成するには、公社に持ち込めば、高 値で売れるという環境を整えることが大事で す。

このため、29年度から、公社が専任マーケターを設置するとともに、サポーターショップの設置、パック機能の強化を図るなど、 県内外における販路拡大に努めてまいります。

最後に、参考の対米輸出認定に向けた取組についてです。現在HACCP方式に対応した従業員教育などのソフト面に取り組んでおり、2月には、厚生労働省九州厚生局の事前指導も受けたところです。

今後も、引き続き30年度での輸出認定に 向けて準備を進めてまいります。

土居委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見などはございませんか。

[「なし」と言う者あり]

土居委員長 別に質疑もないようですので、 次の報告をお願いします。

藤本森との共生推進室長 資料の9ページを お願いします。第12次鳥獣保護管理事業計 画について、御報告をいたします。

1の制度の概要についてですが、鳥獣保護管理事業計画は、鳥獣保護管理法に基づき、知事が国の指針に即して定める5年間の計画で、鳥獣保護区等の指定、許可捕獲の考え方や許可基準、特定猟具使用禁止区域の指定などを計画するもので、鳥獣保護管理行政の基本となるものです。

また、第二種特定鳥獣管理計画は、著しく 増加した鳥獣を適正な水準に減少させるため 下部計画として作成する計画で、本県ではイ ノシシやシカの管理を行うための計画を定め ています。

2を御覧ください。第12次鳥獣保護管理 事業計画についてです。まず、計画期間です が、平成29年4月1日から平成34年3月 31日までの5年間としています。計画の主 な内容ですが、鳥獣保護区等の指定を行うほ か、許可捕獲については、国の指針の変更に 伴い変更を行っています。加えて、狩猟の担い手確保・育成と獣肉利活用対策の強化を新たに柱として位置づけており、狩猟関係手数料の見直しや、女性猟師の会の活動支援を行うとともに、先月から県内量販店での販売が開始されるなど販路が広がりつつあるジビエについては、施設の処理能力や衛生面の向上に取り組みます。

3を御覧ください。第2期第二種特定鳥獣管理計画については、イノシシとニホンジカのそれぞれで作成しており、計画期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間で、前計画に引き続き、狩猟の規制緩和について、表のとおり実施することとしています。

この、第12次鳥獣保護管理事業計画と第 2期第二種特定鳥獣管理計画をもとに、狩猟 者確保、捕獲、予防、獣肉利活用の4つの対 策を推進し、野生鳥獣による被害の軽減を図 ります。

以上で諸般の報告を終わります。

土居委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見などはございませんか。

河野委員 獣肉の利活用対策ということが上 げられておりました。これについて、放血そ の他の衛生的な処理が時間の経過とともに難 しくなるということから、県内でそういった 処理施設を補助金等を使って推進してきたと いうことに対しまして、全国的に見ると移動 の解体車両というものを用意しておいて、大 規模な有害鳥獣の駆除などのときに、その場 所に実際にそういった処理車が出向いて短時 日のうちにそういった衛生的な処理ができる ようにするという体制を作ったところもある ということで、先般もこの県庁に具体的にそ ういう車が来て、実際の状況や内容、施設の 概要というような見学会があったと聞いてお りますが、その辺について、この計画等では どのようにそれが取り入れられる見込み等が あるのかどうかについてお伺いしたいんです が。

藤本森との共生推進室長 去る2月13日から23日にかけまして、大分県内で移動式解体処理車の実証試験を行っております。これは日本ジビエ振興協議会とトヨタが共同開発し、まだ全国に1台しかない車両でございます。

現在、捕獲現場の近くまで行けるということで、放血後1時間以内の処理を可能にするという面では有効ではないかということで県内でも実施をしたところでございます。

竹田と杵築の方で実際に実証試験を行った わけですけど、大分県ではお湯をかけて湯む きをするというのが一般的で、皮も食べると いうところがあるんですけど、東北、本州以 北では余りそういう湯むきがないということ で、この移動式解体処理車にはその湯むきの 施設が完備されていないというようなところ もあって、何点かの改善点等を報告したとこ ろでございます。

いずれにしても、県内の処理施設がございますけれども、こういった移動式解体処理車が有効で、改善されてくれば、そして、ある程度価格等も下がってくれば、十分県内で導入していく価値はあるというふうに考えております。

御手洗委員 これを見ると保護区があるんで すよね。どこがどういう保護区になっている という県下の地図がありますよね。それをも らえるでしょうか。

それと、その保護区について、どのような 指定をされているのか、市町村長の了解とい うのはあるんでしょうけれども、その地域地 域の農地の所有者とか地区とか、そういう所 の了解をもらった上で指定をされているんで しょうかね。

藤本森との共生推進室長 保護区等の指定地 図につきましては後ほどお持ちしたいと思い ます。

鳥獣保護区の設定につきましては、基本的には貴重な鳥獣の保護・繁殖を図る目的で設定しておりますけれども、この設定に当たりましては、公聴会を開催して、利害関係者、

市町村長、それから自治会、農協、森林組合、 そういった方々からの意見を聞きながら設定 をしておるところでございます。

鳥獣保護区でありましても、ここは有害鳥 獣捕獲は可能でございます。狩猟ができない ということにはなっておりますけど、有害捕 獲許可が出れば、イノシシやシカの捕獲は鳥 獣保護区であっても可能でございます。

御手洗委員 分かりました。その保護区の指定は、農地を持っている地権者、地主の了解とかはやっているんですか。

藤本森との共生推進室長 鳥獣保護区、かなり広い区域になりますので、市町村長、それから、自治会等を通じて、指定の了解といいますか、意見を頂いております。

御手洗委員 ある日突然保護区になって、地 域が困っているという所もあるんですよね。 被害があるのはそこに農作物を作っている生 産者ですから。そこのところをよく分かった 上でやっていただかないと、その保護区の意 味が全くないわけで。今はありませんけど、 以前、突然休猟区になって、休猟区になると いうことはそこで狩猟ができないから、そこ に全部、他の狩猟区の鳥獣が逃げ込んで、そ こで被害を拡大するというようなことがあっ ていますので。やはり地権者とか、そういう ところの了解を取って、難しいでしょうけれ ども、取り組んでいただくということと、銃 とか、わなとかをくぐり抜けた、そういうD NAとか能力があるイノシシやシカが残って いるわけですから、その上手をいかないと捕 獲できませんのでね。そこのところを踏まえ ての対策を講じていただきたいなというふう に思います。

土居委員長 要望でよろしいですか。

御手洗委員 はい。

土居委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

土居委員長 ほかに質疑もないようですので、 以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

[「なし」と言う者あり]

土居委員長 別にないようですので、これを もちまして、農林水産部関係の審査を終わり ますが、ここで一言、私からお礼を申し上げ ます。

〔委員長挨拶〕

[尾野農林水産部長挨拶]

土居委員長 せっかくですので、御勇退される方々から、これまでの農林水産業に関する思いや今後の後輩職員へのメッセージなどを含めて、一言ずつ頂きたいと思います。

[退職予定者挨拶]

土居委員長 それでは、これで農林水産部関係の審査を終わります。

執行部は大変お疲れさまでした。

[農林水産部、委員外議員退室]

土居委員長 このメンバーでの委員会はこれ で最後になりますが、この際、ほかに何かあ りませんか。

[「なし」と言う者あり]

土居委員長 別にないようですので、ここで、 委員の皆さんにお礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

土居委員長 これをもちまして、農林水産委員会を終わります。

大変お疲れさまでした。